



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

今回はこれから年末にかけて行う「年末調整」についてご説明させていただきます。

給与と年末調整

所得税は1年間の所得に対し「確定申告」をすることによって納税完了するのが原則です。しかし、確定申告は事務作業が煩雑になることより、給与所得者に対しては毎月の給与・賞与支払時に所得税を控除天引きし、その後調整し納税完了する「年末調整」がとられています。

「年末調整」とは毎月の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした所得税の税額と、その年の給与の総額について納めなければならない所得税額には、その過不足額が生じる可能性があります。この過不足金額を調整する手続きをいいます。

一定の給与所得者は、この「年末調整」によってその年の所得税の納税が完了し、確定申告の手続をとる必要がありません。

年末調整の必要性

「年末調整」のみで所得税の計算が完了する一定の給与所得者

給与等の収入金額が2,000万円以下で次の①②いずれかに該当する者

- ① 給与等を1か所から受けている者で、給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の者
- ② 給与等を2か所以上から受けている者で、従たる給与等の収入と給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の者

たとえば毎月天引きをする所得税額は、年の途中で扶養家族が増減したとしてもそれ以前の月に遡って修正することはなく、また生命保険料控除や地震保険料控除などの控除額は毎月の天引きの際に考慮されていません。したがって、毎月天引きされていた所得税額はあくまで“概算”にすぎず、年末に計算し直して精算をする必要があります。

税制改正のポイント

①「子ども手当」創設に伴い、年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除38万円が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象が、16歳以上(平成8年1月1日以前に生まれた人)の扶養親族とすることとされました。生年月日により控除対象扶養親族に該当

するかどうかを確認し、控除誤りのないように注意してください。

②「子ども手当」創設に伴い、16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。

必要書類等

年末調整の手続きを行うに当たっては、扶養控除等申告書、保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書等とあわせて、生命保険会社や損害保険会社の発行した控除証明書や社会保険料控除証明書が必要になります。

ぜひお手元に書類等を保管していただければと思います。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

社員が行う「副業」をどう考える?

問題点の多い「副業」

リーマンショック以降の景気低迷によって残業時間が少なくなり、給与の手取りが減少した分を補うために、数年前から「副業」を行う人が増えていました。

しかし、副業を行う場合には、「通算して長時間労働になり本業に支障をきたす可能性がある」、「副業先で労災が起こった場合にどう対処するか」などのリスクがあります。

会社として認めるか否かを適切に判断

合理的な理由がある場合には、会社として社員の副業を認めない(副業禁止)とすることも可能ですが、認める場合の選択肢としては、①許可制とする ②届出制とする ③完全解禁とする、ことなどが考えられます。就業規則などを整備して、副業を認める場合の基準を明確にしておく必要があるでしょう。

副業を認める場合に注意すべきこと

仮に社員の副業を認める場合には、スク管

理の観点から、「本業に支障が生じるような副業は認めない」ことや、「自社の業務内容と競合するライバル会社での副業は認めない」ことなどが必要です。

社員の「うつ病」に備えるには?

職場として必要な知識は?

職場でメンタル面の不調を訴える人が増えていますが、中でも「うつ病」の患者数は特に増えており、非常に身近な病気です。

うつ病の基準とわかりやすい人の特徴

うつ病は、「抑うつ気分」か「意欲の低下」のどちらか、または両方が2週間以上続き、さらに睡眠や食欲の乱れ、思考力の減退などがある場合に、その可能性が高いとされています。

うつ病になりやすい人は、一般的には責任感が強く、無理をして頑張りがちな性格です。

公的支援策の活用も

うつ病と診断された場合、一般的には薬の服

用と休養を中心とした治療を受けます。治療期間は病気の程度にもよりますが、数カ月から1年以上に及ぶこともあります。

治療には時間がかかり医療費など経済的な負担があるので、自立支援医療制度、高額療養費、傷病手当金等の活用が有効です。

復職について「焦り」は禁物

うつ病による休職者にとって気になるのが「職場復帰」の問題です。復職をきっかけに再発するケースもあります。企業側でも、休職者を受け入れるための復職支援制度を整備する必要があります。

復職について明確なルールを定めることで、再発を防止し、受け入れる職場での対応もスムーズになります。また、慣れた職場で短時間就労する「慣らし期間」から始め、体調や仕事ぶりについて産業医・上司・人事担当者らが相談しながら、徐々に元の仕事に戻すやり方もあります。

うつ病は、主治医が復職を認めた場合でも、完全には回復しないこともあります。



会社のトラブルQ & A

法律についての疑問にお答えします。

Q 株主が株式の譲渡制限に違反したら？
——当社は株式の譲渡制限会社ですが、ある株主が担保に入っていた持株が支払不能で他人に渡ることになってしまいました。対処法を教えてください。

A 株式譲渡制限の目的
——株式は、自由に譲渡できるのが原則ですが、株式未公開の閉鎖会社が多く、閉鎖会社では、会社に好ましくない者が株主になることを防ぐ必要から、会社法は会社の承認を要する形での株式譲渡制限を認めました。

株式譲渡承認請求の内容
株主が譲渡制限株式を譲渡しようとするときは、会社に対し、譲受人及び譲渡株式の種類・数を明らかにし、譲渡承認を求め、不承認の場合、会社を買取るか、譲渡の相手方を指定するよう請求します。これに対し、会社

は承認・不承認の決定、不承認の場合は会社を買取るか、別の買取人を指定しなければなりません。株主は譲渡承認のみの請求も可能です、この場合、会社は承認・不承認の決定通知のみで足りる。これらは原則、取締役会設置会社は取締役会、取締役会非設置会社は株主総会の決議で行う必要があります。また、株式取得者からの譲渡承認請求も可能で、競売・公売での取得も同様です。

譲渡制限と株式の担保供与
株式の譲渡制限は、株式の所有権移転の制限ですので、株主は、会社の承認なく自由に担保に供することができます。

担保実行の段階
競売・公売での譲渡制限株式の取得者は、会社に対し、株式の種類・数を明らかにし、自己への譲渡不承認の場合は会社を買取るか、他に譲渡の相手方を指定するよう請求します。これに対し、会社は承認・不承認の決定、不承認の場合は会社を買取るか、別の買

取人を指定しなければなりません。
買取人の指定
譲渡不承認の場合で、買取人指定請求がある場合、会社は、譲渡承認請求日から原則2週間以内に承認・不承認の決定通知をし、この決定通知日から原則40日以内に会社がい取る旨の決定を通知する必要があります。指定買取人が買取りをする場合は、承認・不承認決定の通知日から原則10日以内に通知する必要があります。これらの通知がされない場合、会社の承認があったものとみなされます。これらの通知にあたっては、「1株あたりの純資産額×買取り対象株式数」から算出される額を本店所在地の供託所に供託し、供託を証する書面を承認請求者に交付する必要があります。

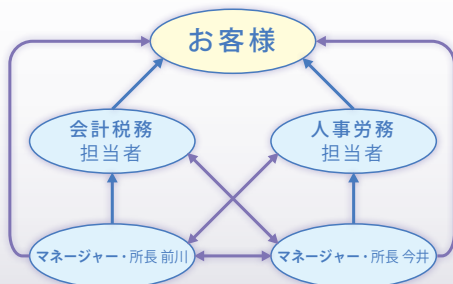
会社の承認を得ない譲渡の効力
担保権実行後、株式取得者から会社に何の請求もない場合に、会社は従前の株主を株主として取り扱えば足ります。

i お知らせ

ご支援体制のお知らせ

汐留パートナーズ会計事務所及び汐留社会保険労務士事務所におきましては、お客様のサポート体制を、「複数担当制」という形で整備し、ダブルチェックを行わせていただいております。
まず、専任の担当者1名がしっかりとお客様の日々の会計処理やお困り事をご支援致します。時々複数のメンバーで知恵を絞らなければならないような難題も発生いたしますが、そのような時にはマネージャーや前川（公認会計士・税理士）・今井（社会保険労務士）が一緒に悩み、そして、ベストな答えを導けるよう調査を尽くしお客様をサポート致します。
まだまだ、至らない点も多々あるかと存じますが、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

会計税務&人事労務ご契約のお客様のご支援体制図



11月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請の提出 [税務署]

30日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]